

議員提出議案第1号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例について

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月23日提出

提出者	大和市議会議員	中村	一夫
賛成者	同	吉澤	弘
同	同	安藤	博夫
同	同	国兼	久子
同	同	町田	零二
同	同	高久	良美
同	同	大波	修二

大和市議会議長 殿

提案理由

この条例を提出したのは、常任委員会の所管事項の改正を行いたい必要による。

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例（昭和37年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表環境建設常任委員会の項所管事項の欄第1項中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改め、同欄第2項中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改め、同欄中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議員提出議案第2号

大和市議会会議規則の一部を改正する規則について

大和市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

提出者	大和市議会議員	吉澤	弘
賛成者	同	中村	一夫
同	同	安藤	博夫
同	同	国兼	久子
同	同	町田	零二
同	同	高久	良美
同	同	大波	修二

大和市議会議長 殿

提案理由

この規則を提出したのは、男女共同参画を考慮した議会活動の促進をはじめとする社会情勢の変化を踏まえた議会運営のため、所要の改正を行いたい必要による。

大和市議会会議規則の一部を改正する規則

大和市議会会議規則（昭和42年大和市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第138条第1項中「請願書には、」を「請願者（法人の場合を除く。）は、請願書に」に、「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、署名又は記名押印」に改め、同条第4項中「請願者」の次に「（当該者が法人の場合はその代表者）」を加え、「請願書取り下げ願」を「請願書取下願」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者（法人の場合に限る。）は、請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、法人の代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第3号

加齢性難聴者による補聴器の購入等に国の支援を求める意見書

このことについて、大和市議会議規則第15条の規定により、次のとおり提出する。

令和3年3月23日提出

提出者	大和市議会議員	安藤	博夫
賛成者	同	中村	一夫
同	同	吉澤	弘
同	同	国兼	久子
同	同	町田	零二
同	同	高久	良美
同	同	大波	修二

大和市議会議長 殿

加齢性難聴者による補聴器の購入等に国の支援を求める意見書

高齢化が進む中で、補聴器を必要とする高齢者が増加している。我が国の大難聴者は推計 1430 万人（日本補聴器工業会調べ）となっている中で、難聴者の補聴器使用率は欧米諸国に比べ極端に低いとされている。

現行制度では、身体障害者手帳の交付対象者等に向けた補装具費支給制度のみのため、加齢性難聴による軽度・中等度難聴は国による支援の対象になつておらず、また、補聴器の値段も 1 台 5 万円から 50 万円程度と高額なことから、低年金・無年金の高齢者は購入が難しい状況にある。

最近では、加齢性難聴が鬱病や認知症の危険因子になること、早期発見が難聴の進行を遅らせること等の指摘もある。補聴器の普及によって、高齢者が地域でつながることで孤立を予防し、健康寿命の延伸が図られ、医療費抑制にも寄与するものと考える。

よって、国においては次の点について実現を図られるよう強く求める。

記

- 1 加齢性難聴者の補聴器の購入に対する公的助成制度を創設すること。
- 2 特定健康診査の項目に「聴力検査」を規定すること。

議員提出議案第4号

尖閣諸島周辺海域での中国艦艇による漁船追尾などに関する意見書

このことについて、大和市議会會議規則第15条の規定により、次のとおり提出する。

令和3年3月23日提出

提出者	大和市議会議員	安藤 博夫
賛成者	同	中村 一夫
同	同	吉澤 弘
同	同	町田 零二
同	同	高久 良美

大和市議会議長 殿

尖閣諸島周辺海域での中国艦艇による漁船追尾などに関する意見書

近年、中華人民共和国による我が国領海への侵入や漁船への接近等が繰り返され、昨年はその度合いが特に強まってきた。

さらには今年に入ってから1月22日に海上警備に当たる中国海警局の任務や権限を定めた「海警法」が、第13期全国人民代表大会常務委員会第25回会議にて可決・成立し、2月1日から施行された。これにより同局が任務の上で武器を使用できる権限が与えられたため、事態がより悪化する危険性が強まっている。我が大和市には厚木基地が所在しており、周辺海域における警戒監視等の任務を担っているため、決して対岸の火事ではない。

尖閣諸島は、明治28年（1895年）1月に日本政府が沖縄県の所轄として領土に編入を決定して以降、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土であることは、紛れもない事実である。尖閣諸島周辺海域で頻発する日本漁船への威嚇行為は、今後、さらなる不測の事態を招く恐れがあり、断じてあってはならない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項を実施するよう強く要請する。

記

- 1 尖閣諸島周辺海域において、中国艦艇による日本漁船への追尾・威嚇行為などを行わないよう中国政府に強く働きかけること。
- 2 日中両国間の緊張関係がエスカレートすることを避けるため、平和的な外交により、中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海や排他的経済水域の安全確保について、適切な措置を講じること。

議員提出議案第 5 号

少人数学級の早期推進に関する意見書

このことについて、大和市議会会議規則第 15 条の規定により、次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 23 日提出

提出者	大和市議会議員	高 久 良 美
賛成者	同	中 村 一 夫
同	同	吉 澤 弘
同	同	安 藤 博 夫
同	同	国 兼 久 子
同	同	町 田 零 二
同	同	大 波 修 二

大和市議会議長 殿

少人数学級の早期推進に関する意見書

国は少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備のため、義務教育標準法の改正を行い小学校の学級編制の標準を35人以下に引き下げることとし、令和3年度から5年間で計画的に必要な教職員を措置することとした。

令和3年度には小学校2年生の教員を確保するための予算が計上されている。

今後は計画に基づき着実な実行を求めるとともに、中学校を含めたさらなる少人数学級の推進について、以下のとおり要望する。

- 1 中長期的な見通しを持ち、35人以下学級を可能とする教職員の確保について必要な財政措置を行うこと
- 2 35人以下学級の実現によって生じる教室不足等に対応するため、学校施設の増改築に係る財政措置を拡充すること
- 3 中学校においても35人以下学級を推進するための計画を早期に示すこと